



経営情報レポート

教育資金贈与の非課税制度 新制度の 全体像と 活用ポイント

- 1 制度創設の背景と概要
- 2 制度の対象となる教育資金とは？
- 3 金融機関へ提出する領収書の留意点

1 | 制度創設の背景と概要

1 | 制度創設の背景と目的

現在、わが国の資産全体のおよそ6割を60歳以上の世代が保有していると言われております。一方で若年世代に目を向けると、高齢世代に比べて保有資産が少なく、それゆえわが国の消費は低調に推移しているのが現状です。

そこで、平成25年度税制改正で創設されたのが、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」です。この制度は、高齢者世代が保有する資産を若年世代へ移転し、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援、これにより経済を活性化することが目的となっています。

また、子育て世代が教育資金を早期に確保することで、その子供はより充実した環境下で教育を受けることが可能となります。このように本制度は、経済の活性化に加え、「多様で層の厚い人材育成の実現」も目的の一つとしています。

■制度創設の目的

- 高齢世代から若年世代への資産移転の促進
- 子育て世代の教育資金確保と、多様で層の厚い人材育成の実現

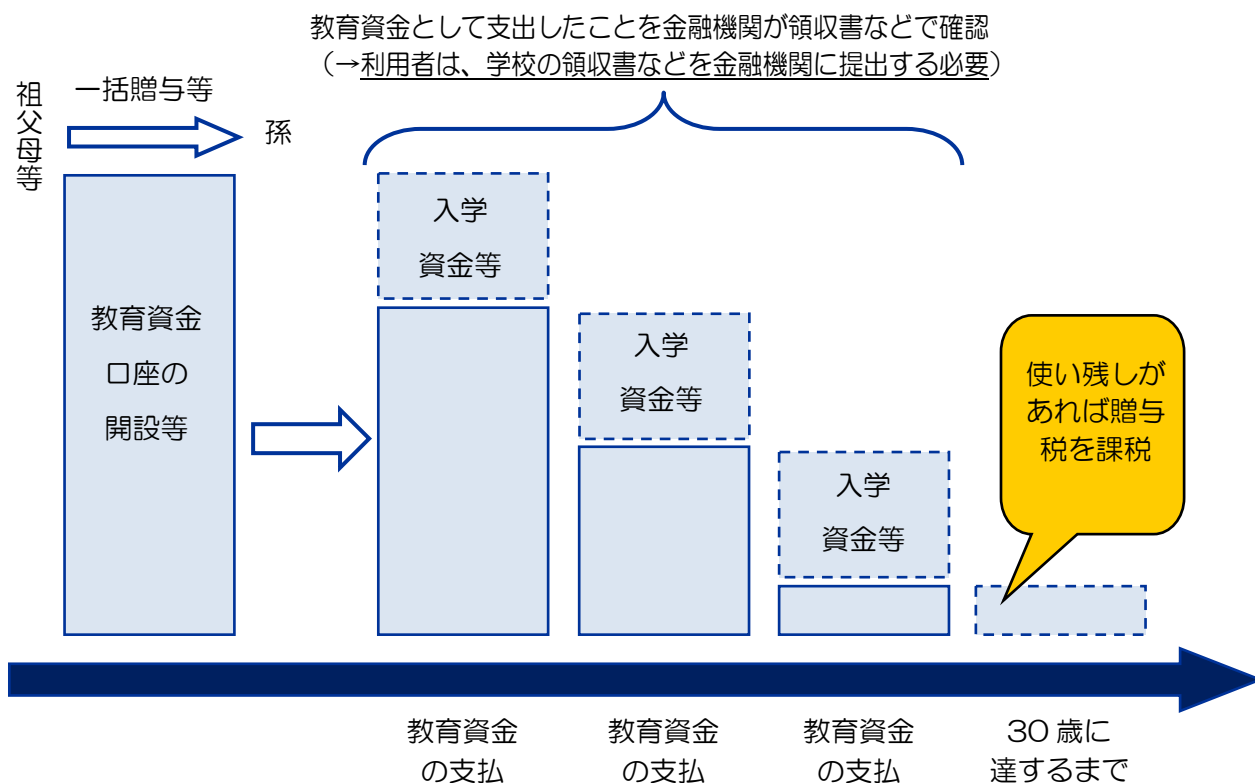
2 | 制度の概要

現行の相続税制においては、「親子」「祖父と孫」など扶養義務者間で行われる教育資金の贈与で、その必要なときに行われるものについては贈与税が課税されません。例えば、大学の学費であれば、その支払いの都度、両親や祖父母が負担したものならば贈与税が課税されることはありません。

しかしながら、教育資金は将来に渡って数千万円規模という多額の金銭が必要であるため、一般的な子育て世代では、将来を心配して消費を抑えることに目が向きがちです。このような理由から、教育資金をあらかじめ、一括で贈与したいというニーズは高いと推測されますが、現行制度下でこれを実行すると多額の贈与税が課税されてしまいます。

今回創設された非課税措置は、子や孫名義の金融機関口座に1500万円までの教育資金を拠出したときの贈与税が非課税となるものです。ただし、「学校等以外の者」に支払われる金銭については、500万円が限度額となります。

■制度のイメージ



非課税とされるのは教育資金のみですから、一括贈与された資金が教育費として使用されたかどうかチェックが行われることとなります。このチェックは、口座開設先の金融機関が領収書などを確認することによって行い、その記録が保存されます。

口座は子や孫が30歳に達する日に終了することとされ、その時点で残額がある場合、通常の贈与があったものとして贈与税が課税されます。また、教育資金以外の支払いを行った場合、その金額は贈与税の課税対象となりますが、その課税時期は口座が終了のとき、すなわち子や孫が30歳に到達した時点です。

従って、口座終了時の課税を算式で表すと次のようになります。

$$\text{非課税拠出額} - \text{教育資質金額} = \text{教育資金以外の支払額} + \text{口座の残額}$$

なおこの制度は、「直系尊属」の間で行われる教育資金の贈与が対象となっています。つまり、親や祖父母からの贈与に限定されるわけではなく、曾祖父母からの贈与であっても適用可能です。さらには、養父母からの贈与も対象とされています。

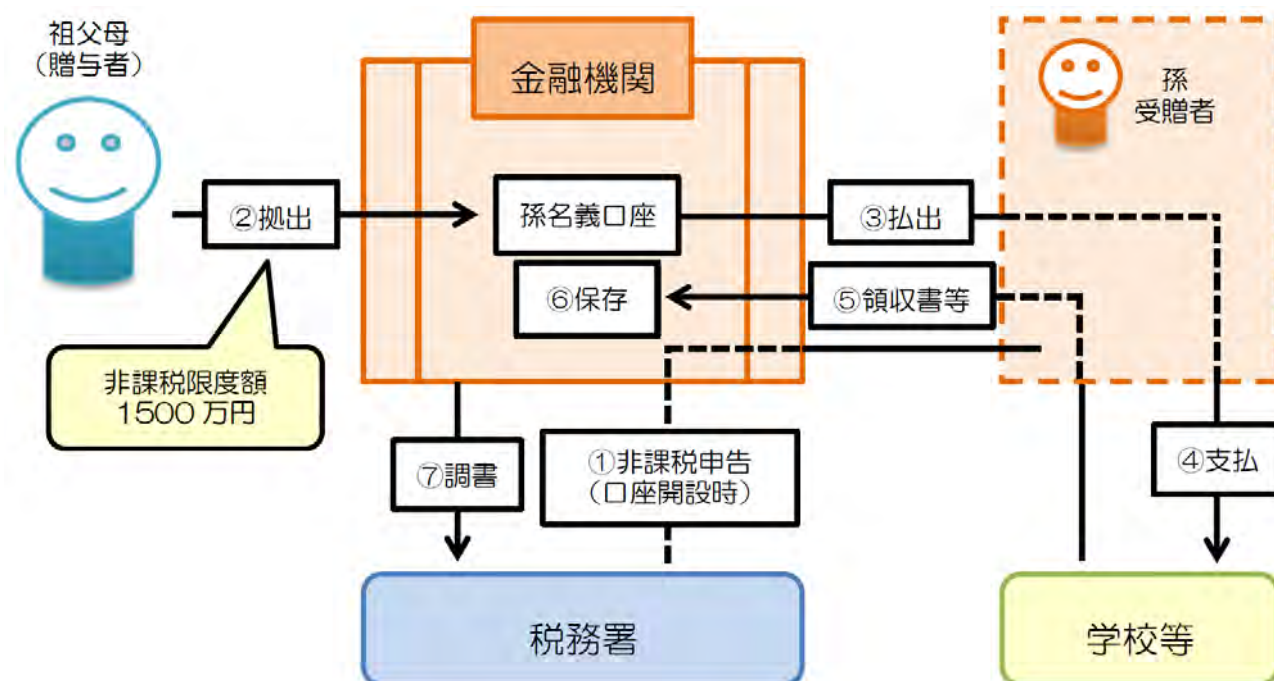
■本制度のポイント

- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。この時点で残額がある場合は贈与税が課税
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置

3 | 適用を受けるための手続

本制度を適用するための具体的な手続きの流れを示したのが、次の図です。

■適用を受けるための手続きの流れ



- ①孫（受贈者）が教育資金を受け取るための口座を開設すると共に、教育資金非課税申告書等を提出する（提出した申告書は、金融機関を通じて税務署へ提出される）
 ※教育資金非課税申告書には、受贈者の戸籍謄本または抄本、住民票の写し等、受贈者の氏名、生年月日、住所、贈与者との続柄を証する書類を添付しなければなりません。
- ②祖父母が教育資金を拠出（＝孫名義の口座へ贈与資金を預け入れる）
- ③孫（受贈者）が、教育資金が必要な都度、口座からお金を払い出す
- ④孫（受贈者）が、学校等へ教育費用の支払いを行う
- ⑤孫（受贈者）が、学校等が発行した領収書を金融機関へ提出
- ⑥金融機関が、領収書などにより資金の用途を確認し、保存
- ⑦口座契約の終了時に、金融機関が残高等を記載した調書を提出

4 | 非課税教育資金の追加

(1)追加教育資金非課税申告書

祖父から 1200 万円の教育資金の一括贈与を受けて非課税制度を適用した、というケースでは、非課税限度額が 300 万円余っていることとなります。この場合、非課税限度額である 1500 万円から、既に非課税で贈与を受けた 1200 万円を控除した金額（＝300 万円）についてのみ、追加で本制度の適用を受けることが可能です。

また、すでに非課税で 1200 万円の贈与を受けており、追加で 800 万円の贈与を受け口座に預け入れた場合には、300 万円のみが非課税となり、残り 500 万円については贈与税が課税されます。

なお、このように追加で制度の適用を受けるには、「追加教育資金非課税申告書」を金融機関に提出しなければなりません。

(2)最初の贈与と追加の贈与で贈与者が異なる場合

祖父から 1000 万円の教育資金贈与を受けて本制度を適用し、その後、祖母から追加で 500 万円の教育資金贈与を受けるケースでも、非課税枠の計算については前項（1）と同様の取扱いとなります。

ただしこの場合、受贈者が異なることから別の口座を新たに開設する必要がありますが、制度上、教育資金非課税申告書に係る口座を 2 つ以上持つことは認められていません。

つまり、祖父から教育資金贈与を受けるために開設した口座契約を終了しなければならない、という事です。口座の契約を終了するのですから、この時点で残額がある場合には、その残額について贈与税が課税されることとなります。

そのため、本制度を無駄なく、最大限に活用するためには、贈与者は 1 人に絞っておくことが望ましいと考えられます。

2 | 制度の対象となる教育資金とは？

1 | 本制度における教育資金

1500万円もの教育資金が無税で移転できる本制度ですが、ここでいう教育資金には一定の制限があり、「教育のためだから」といって何でも無税という訳ではありません。

この制度における教育資金とは、次のような用途で用いられる資金を指します。

■本制度における教育資金の概要

（1）学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

（2）学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

本制度における非課税枠は1500万円までとされていますが、上記（2）の「学校等以外に対して直接支払われる金銭」、すなわち学習塾やスポーツ教室等に対して支払う金銭などについては、非課税枠1500万円のうちの500万円が上限とされています。これを図で表すと、次のようになります。

■非課税枠のイメージ

制度全体での非課税枠 1500 万円

<学校等に支払われる金銭>

入学金・授業料入園料・保育料・学用品費・修学旅行費・学校給食費・
入学（園）試験の検定料

<学校等以外に対して支払われる金銭>

非課税枠 1500 万円

学習塾・家庭教師・水泳教室・そろばん教室・野球教室・サッカー教室・
ピアノ教室・絵画教室・バレエ教室・習字・茶道

■非課税枠に関するポイント

- 教育資金の非課税枠はトータル 1500 万円
- 1500 万円の非課税枠のうち、「学校等以外に対して支払われる金銭」については 500 万円までが上限

2 | 学校等に対して直接支払われる金銭

学校等に対して直接支払われる金銭（以下、学校教育費）として認められるのは、学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書などで確認できるものに限定されています。例えば、入学金や授業料、施設設備費、教育充実費などがそれに当たります。また、学校給食費や修学旅行・遠足費についても、学校が費用を徴収して業者等に支払う場合は、学校からの領収書が発行されるものと考えられますので、学校教育費に含まれます。

■学校教育費の例

- 入学金
- 授業料
- 入園料
- 保育料
- 施設設備費
- 教育充実費
- 修学旅行
- 遠足費
- 入学検定料
- 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金
- PTA会費
- 学級会費・生徒会費
- 学校の寮費

■「学校等に対して直接支払われる金銭」のポイント

- 学校等が発行した領収書のあるものだけが 1500 万円までの非課税枠の対象となる
- 学校教育に必要な物品を、保護者が業者等から直接購入した場合、学校がプリントなどで購入を依頼している場合にのみ、500 万円の非課税枠の対象となる

3 | 学校等以外に対して直接支払われる金銭

先述の通り、「学校等以外の者に支払われる金額」は500万円までが非課税とされていますが、これは、1500万円までの非課税枠に500万円を加えた2千万円までが非課税になるという訳ではありません。1500万円の枠の中で、塾や習い事の月謝については500万円を上限に教育費に含めるという意味です。極端な例で言えば、一括贈与された金銭のうち習い事の月謝として600万円を使った場合、500万円のみが贈与税非課税となり、残り100万円については課税の対象になります。

ここでは、「学校等以外に対して直接支払われる金銭」として制度の対象となるものを詳しく確認していきます。

(1) 学校での教育に必需だが、学校以外の業者等に支払う金銭

学校での教育に必要な教科書代や学用品費などで、保護者が販売業者などに直接支払った金銭については、基本的には学校教育費に含まれず、1500万円の非課税枠の対象とはなりません。これらの金銭は、学生の大部分が支払うべき費用であると学校が認めたものについてのみ、「学校等以外に対して支払われる金銭」として500万円までの非課税枠に含まれることとなります。

なお、「学生の大部分が支払うべき費用であると学校等が認めたもの」とは、学校が年度や学期の始めに配付するプリントや「学校便り」「教科書購入票」等により、業者を通じて購入することを保護者に依頼しているものを指します。例えば、以下のような物品が対象となるものと考えられます。

■ 学校での教育に必需と認められる費用の例

- 教科書・副教材費
- 教科教材費（リコーダー・裁縫セット等）
- 学校指定の学用品費（制服、体操着、ジャージ、上履き、通学鞆等）
- 卒業アルバム代
- 修学旅行・自然教室等の校外活動費
- 給食費

これらの費用について500万円の非課税枠を適用する場合には、販売業者からの領収書だけでなく、学生の大部分が支払うべき費用であると学校が認めたことを証明する書面、すなわち、「学校が年度や学期の始めに配付するプリント」や「学校便り」「教科書購入票」などを金融機関に提出する必要があります。

なお、これらの書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要となります。

(2) 学習塾や習い事のために支払う金銭

学習塾や習い事のために支払う金銭については 500 万円の非課税枠が設けられていますが、制度上、教育資金として認められるのは月謝や謝礼、入会金、参加費、施設費要領などです。

また、学習塾や習い事で使用する物品の費用は、「指導を行う者」を通じて購入した物に限り、500 万円までの非課税枠の対象として認められます。例えば、学習塾のテキストを、その学習塾を通じて購入し領収書が発行されているならば制度の対象となりますが、一般の書店で購入した場合には対象外です。

ただし、教育のために支払われる資金として「社会通念上相当」ではないと認められる場合、非課税制度の対象とはなりません。例えば、賭博やギャンブルに関するもの（麻雀やカジノの手法を教える教室）、遊興・遊戯を内容とするもの（トランプ、パチンコ、カラオケ、手品、占いなど）は、教育として社会通念上相当ではないと考えられるようです。

4 | 「学校等」の範囲

「学校等」が発行した領収書のある教育費は 1500 万円までが非課税ですが、この「学校等」の範囲は厳密に規定されています。例えば、義務教育である小中学校はもちろん、高等学校や大学・大学院は「学校等」として本制度の対象です。

一方で、保育所の保育料は、児童福祉法上、個々の保育所ではなく「市町村」が徴収することとされており、そのため本制度の「学校等」に該当しないのでは、という疑問も生じます。

しかしながら、「保育料」を制度の対象とすることが、教育資金に苦心する子育て世代の負担軽減に大きく役立つことから、「学校等に支払われる金銭」、すなわち 1500 万円の非課税枠に含めることが認められています。ですから、本制度を活用できる子育て世代にとっては恩恵の大きい制度であると言えます。

ただし、本制度はあくまで受贈者が 30 歳を迎えるまでの期間について利用できる制度ですから、「30 歳を超えた孫の大学の授業料のために贈与しよう」という場合は使うことが出来ません。

本制度における「学校等」の範囲は以下の通りとなっています。

■本制度における「学校等」の範囲

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
 - ② 大学、大学院
 - ③ 高等専門学校
 - ④ 専修学校、各種学校
 - ⑤ 保育所、保育所に類する施設、認定こども園
 - ⑥ 外国の教育施設のうち一定のもの
 - ⑦ 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）
 - ⑧ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校
- ※印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限ります。

⑥「外国の教育施設のうち一定のもの」については、次のようなものが挙げられます。

■外国にあるもの

- ① その国の学校教育制度に位置づけられている学校（日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校）
大学、大学院
- ② 日本の小学校、中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの（＝日本人学校、私立在外教育施設）

■国内にあるもの

- ③ インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）
- ④ 国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの

5 | その他の費用に関する取扱い

(1) 部活動に要する費用

学生生活の中でも大きなウェイトを占めるのが部活動です。人間性を醸成する場としての役割も大きく、そのために支出する金銭が制度上の教育資金に該当するのか気にかかるのですが、これについては、学校の種類により取扱いが異なるため注意が必要です。

■部活動に関連した費用の取扱い

①小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

これらの学校の場合、「A高校」または「A高校サッカー部」という風に、「学校名」または「学校名+〇〇部」という名義の領収書が出るものであれば、1500万円までの非課税枠の対象になります。

また、部活動で使用する物品の購入については、学校がプリントなどで購入を依頼した物のみが500万円までの非課税枠の対象になります。

②大学、高等専門学校、専修学校・各種学校・インターナショナルスクール

指導者や顧問等への月謝、謝礼、施設使用料については500万円までの非課税枠の対象となります。

部活動で使用する物品の購入については、指導者を通じて購入する物品（指導者などの名切れ領収書が出るもの）であれば、500万円までの非課税枠の対象になります。

(2)その他の費用に関する取扱い

教育のために支出する様々な費用のうち、本制度の適用の可否が問題となりそうなものについて、以下に取扱いを明示します。

| | 原則的な取扱い | 補足事項 |
|----------------------|---------------------|--|
| 下宿代 | 原則、対象外 | 学校の寮費については、学校から領収書が発行され、学校に支払われたことが確認できる場合に限り1500万円の非課税枠の対象となります。 |
| 留学費用 | 対象外 | — |
| 学校等の正規課程以外の講座等 | 1500万円までの非課税枠の対象となる | 学校等の正規課程以外の講座等とは、例えば、大学の公開講座、専修学校の附帯事業（短期講座など）、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動などを指します。 |
| 放課後児童クラブ 放課後子ども教室 | 500万円までの非課税枠の対象となる | — |
| 大学入試センター 試験の受験料 | 1500万円までの非課税枠の対象となる | — |

3 | 金融機関へ提出する領収書の留意点

1 | 領収書への記載事項

本制度の適用を受けるためには、教育資金の支払先である学校等が発行した領収書を金融機関へ提出する必要があります。

この領収書は、支払われた金銭が「教育に関する費用」であるか確認するためのものですので、以下に示す項目が必ず記載されていなければなりません。

■領収書に記載すべき事項

- ① 支払った日付
- ② 金額
- ③ 摘要（支払内容）
- ④ 支払者（宛名）
- ⑤ 支払先の氏名（または名称）および住所（所在地）

学習塾や習い事など学校等以外の者に支払われる費用についても、教育に関連する費用であるか領収書等を用いて確認します。特に支払内容については入念に確認されるため、「何に使用したのか」が分かるように、例えば、「5月分の月謝として（ピアノレッスン4回分）」という風に具体的に記載することが求められます。そのため、記載すべき内容がきちんと記載されているか、領収書を受け取る段階で確認することが必要です。

2 | 領収書に関する注意点

(1) 領収書は原本の提出が求められる

金融機関に提出する領収書は、原則として原本である必要があります。ただし、金融機関が原本を確認後コピーし、原本を返却するケースもあるようです。金融機関により対応が異なるため、詳細は利用する金融機関へ問い合わせる必要があります。

(2) 領収書に記載された支払者

領収書に記載された支払者（領収書のあて名）は、原則として受贈者本人でなければなりません。ただし、①保護者名義で受贈者の教育資金に関する領収書が発行された場合、

②親名義の普通預金口座から受贈者の教育資金が引き落とされる——などの場合は、支払者＝受贈者でなくても特に問題がないとされています。

(3)領収書に誤りがあった場合

領収書に誤りが見つかった場合、原則として、その領収書の発行者（＝支払先）が修正や追記を行い、さらに、発行者の押印が必要となります。

また、領収書に摘要（支払内容）の記載漏れがあった場合には、受贈者自身はその内容を記載し、受贈者の署名・押印をすることで補筆することができます。

(4)外国の教育施設の領収書

外国の教育施設の領収書については、国内の施設が発行するものと同様に、支払った日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（または名称）および住所（所在地）が記載されていればよいとされています。ただし、支払先の学校名について、英語名を併記しなければなりません。

3 | 領収書以外の資料は認められるか

金融機関に提出するのは、必ずしも領収書でなくても良いこととされています。支払った日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（または名称）および住所（所在地）などがきちんと分かるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。

なお、支払いの形態は銀行振込み、口座振替、クレジットカードなど多岐に渡りますが、これらを用いて支払いをした場合、別途領収書を受け取る必要はありません。しかし、支払い記録だけでは「教育のための費用」であることが分からないケースも想定されるため、振込依頼文書などをあわせて添付することが求められます。

①銀行振込み

銀行振込みにより支払いを行った場合、振込依頼書兼受領書（切り取り型の振込依頼書の受領書部分）の原本が必要です。また、ATMで振込みを行った場合は、ATM利用明細の原本、インターネットバンキングで振込みを行った場合は、インターネットバンキングの振込完了画面を印刷したものを金融機関に提出します。

②口座振替

実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要になります。

③クレジットカード

クレジットカードの利用明細の原本と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。なお、WEBによる利用明細の場合は、利用明細画面を印刷したものを提出します。

④月謝袋に現金を入れて支払う場合

習い事の個人レッスンなどであれば、月謝袋で毎月の指導料を支払うケースも珍しくありません。こうした月謝袋による支払いに関して領収書が発行されない場合には、その月謝袋を提出することで領収書の代わりとすることができます。ただし、提出する月謝袋には、支払った日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（または名称）および住所（所在地）などが記載されている必要があります。

なお、月謝袋を再利用する必要がある提出できない場合、コピーでも差し支えないとされています。

医業経営情報レポート 6月号

教育資金贈与の非課税制度 新制度の全体像と活用ポイント

【著 者】日新税理士事務所

【発 行 者】桐元 久佳

【発 行】日新税理士事務所

大阪府中央区船越町 2-1-11 2F

TEL : 06-4790-9707 FAX : 06-4790-9710

落丁・乱丁本はお取り替え致します。本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。その場合は、あらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

